

米子市空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度のご案内

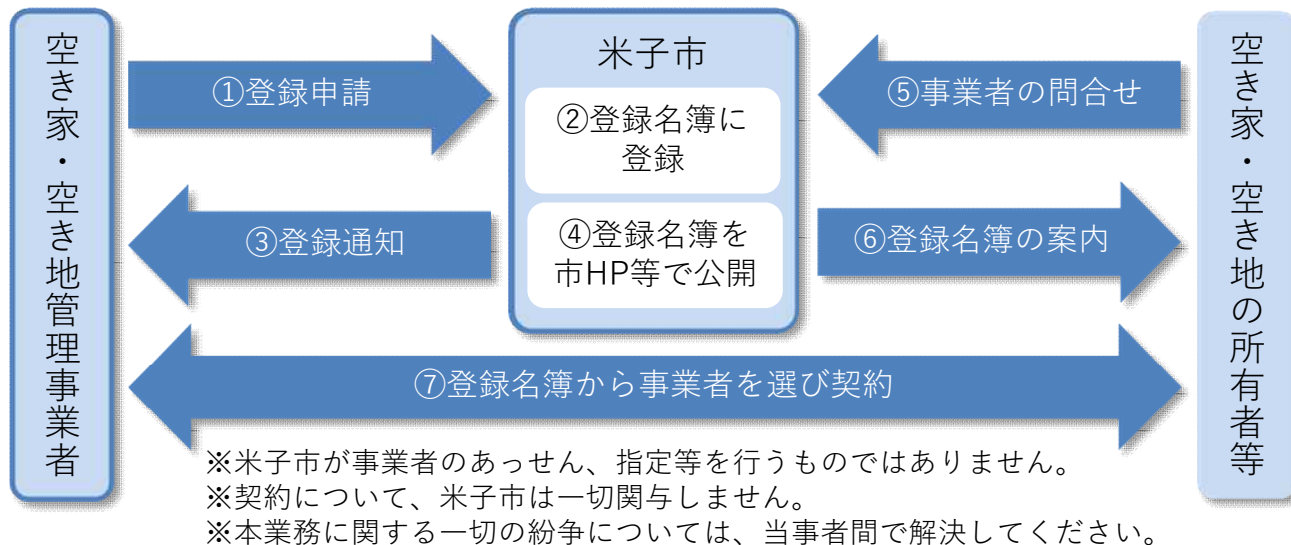
空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度とは

米子市内にある空き家や空き地の適切な管理の促進のため、空き家・空き地管理業務を行っている事業者を、市が所有者等に紹介する制度です。



空き家・空き地管理業務とは…

- | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 外観調査 | ☐ 家屋の通風 | ☐ 水道の通水 |
| ☐ 家屋内の清掃 | ☐ 雨漏りの確認 | ☐ 庭木の剪定 |
| ☐ 除草 | ☐ 敷地内の清掃 | ☐ 害虫等駆除 |



登録できるのはすべてに当てはまる事業者です

- ☐ 上記の空き家・空き地管理業務のうち、一つ以上の業務を行うこと
- ☐ 米子市内に主たる事務所または事業所があること
- ☐ 暴力団・暴力団員でないこと、暴力団・暴力団員の利益につながる活動を行わないこと、暴力団・暴力団員と密接な関係がないこと
- ☐ 空き家・空き地管理業務について、パンフレットやホームページなどで広報を行っていること

遵守してください

- ☐ 業務の内容や見積額について、所有者等に十分な説明を行い、所有者等の承諾を得た上で着手すること
- ☐ 業務の処理状況を、所有者等に報告すること
- ☐ 苦情に対して、適切に対処すること
- ☐ 許認可等が必要な業務を行う場合には、許認可等を受けた上で行うこと

登録申請の方法

次の書類を市役所住宅政策課まで提出してください。

- ☐ 米子市空き家・空き地管理事業者登録申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書（様式第2号）
- ☐ 空き家・空き地管理業務の広報内容が確認できる書類（パンフレット、HPを印刷したものなど）

登録事項の変更・廃止・休止・再開

登録事項に変更等が生じた場合は、次の書類の提出が必要です。

- ☐ 米子市空き家・空き地管理事業者（登録事項変更・業務（廃止・休止・再開））届出書（様式第5号）

登録取消しについて

いずれかに該当する場合は登録を取り消します。

- ▶ 登録要件のいずれかに該当しなくなったとき
- ▶ 強引な手法を用い、または虚偽・不正・悪質な勧誘を行ったとき
- ▶ 事実誤認を与える営業活動または表示等を行ったとき
- ▶ 不要な業務の強要を行ったとき
- ▶ 著しく不適当な料金設定や見積りの金額等を偽る行為をしたとき
- ▶ 所有者等との意思疎通が十分でなく、苦情等に対して不誠実であったとき
- ▶ その他登録管理事業者として適当でないと認められるとき

※いずれの場合も市で審査後、通知を郵送します。



書類は、郵送で提出いただくかご持参ください。

※電子メールでの申請はできませんのでご了承ください。

お問合せ

ご不明な点は

お問合せください！

米子市 都市整備部 住宅政策課

〒683-8686 米子市鞆町一丁目160（鞆町庁舎1階）

TEL：0859-23-5288／E-mail：jutakuseisaku@city.yonago.lg.jp

